

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2024 年 4 月 (2024.3.19～2024.4.15)

法令情報

1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 及び 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 <経済産業・環境省令第 2 号> (2024. 3. 21 公布、2024. 4. 1 施行)

23. 6. 16 公布の改正デジタル一括法^{*}において、自動車リサイクル法に基づく使用済自動車等の引取業者及び解体業者等は、登録番号等を事業所のウェブサイトで公表することとされました(2024. 4. 1 施行)。今回、ウェブサイトを持していない等の場合はウェブサイト公表の適用除外とできる規定が定められました。また、同法に係る書面の保存等について、これまでの磁気ディスク等の記録媒体から電磁的記録媒体を用いることに変更されました。

※デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法

同法に基づく当該事業者に適用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195230072&Mode=1>

2. 作業環境測定基準等の一部を改正する告示

<厚生労働省告示第 187 号> (2024. 4. 10 公布、2025. 1. 1 他)

労働法第 65 条に基づき、有害な業務を行う屋内作業場等(政令で定めるもの)では、題記基準に従って作業環境測定を行うことを義務付けています。今回、個人サンプリング法により行う作業環境測定の対象物質にジクロロベンジジン及びその塩など 14 物質を新たに追加する(25. 1. 1 施行)改正等が行われました。

当該物質の作業環境測定を行う事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230388&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集の更新について (2024. 4. 11環境省)

環境省は、企業行動による環境に対する悪影響を特定・防止・軽減する手段である環境デュー・ディリジェンス(以下「環境 DD」という)の普及、促進の一環として「環境 DD に関する取組事例集」を公表しています。今般、国内企業による環境 DD の取組動向について、同事例集が更新されました。更新版では、初版で示した環境 DD のプロセス別の事例紹介に加えて、環境への負の影響のカテゴリ別にも取組事例が追加されました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03065.html

2. 2022 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について (2024. 4. 12 環境省)

2022 年度の日本の温室効果ガス排出・吸収量は、約 11 億 t-CO₂(前年度比▲2.5 千万)で減少、2013 年度比で 23%減少しました。代替フロン等 4 ガス(HFCs・PFCs・SF₆・NF₃)の排出量は 5 千万 t で、2021 年比で 1.4%の減少となり、2009 年以降初めて減少しました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03046.html

3. 2022 年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2024. 3. 29 環境省)

同法に係る特定施設数は大気基準で 7.9 千件(前年度比▲337)、水質基準で 3.3 千件(同▲66)と減少傾向にあります。各施設への立入検査は大気 2.5 千件(同+10)、水質 6 百件(同+10)実施され、排出基準適合違反による改善命令等は大気 14 件(同+1)出され、水質は 0 件(同±0)でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03016.html

4. 2022 年度土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

(2024. 4. 12 環境省)

土対法に基づく土壤汚染調査結果報告件数は 1,576 件(前年度比+461)で、条項別で見ると、第 3 条 585 件(同+55)、第 4 条 767 件(同+95)、第 5 条 0 件(同±0)、第 14 条 224 件(同+13)で、すべてで増加しました。報告結果から要措置区域に指定された件数は 93 件(同+19)、形質変更時要届出区域に指定された件数は 497 件(同+41)とこちらも増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03059.html

5. 産業廃棄物の排出及び処理状況等(2021 年度実績)について (2024. 3. 29 環境省)

2021 年度の産業廃棄物の総排出量は 3.8 億 t(前年度比+2 百万)と増加、再生利用、減量化実施後の最終処分量は 883 万 t(同▲26 万 t)と減少しました。業種別排出量では、電気・ガス業等が 1 億 t(同+16 万)、農業・林業が 8.2 千 t(同▲68 万)、建設業が 8.1 千 t(同+273 万)で、3 業種で総排出量の 6 割強を占めました。種類別では、汚泥 1.6 億 t(同▲383 万)、動物のふん尿 8.1 千万 t(同▲59 万)、がれき類 6.2 千万 t(同+279 万)の順で 3 種類合わせて総排出量の 8 割強を占めました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110498_00001.html

6. 省エネ法定定期報告情報の開示制度 試行運用参加事業者の開示シートを公表しました

(2024. 3. 29 経産省)

経産省は、省エネ法に基づく定期報告書等を開示する制度に参加した事業者 47 社と 8 省の開示シートを公表しました。本制度により、事業者は、業界内の他社の取組を自社の省エネ・非化石転換の取組の参考とすることができ、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がることが期待されます。また、事業者によるステークホルダーへのさらなる情報発信等に繋がることも期待されます。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329001/20240329001.html>

7. カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドラインの改訂について (2024. 3. 22 環境省)

環境省は、昨今のカーボン・オフセットに対する関心の高まりを受け、国内での信頼性の高いオフセットを推進し、これまでオフセットに馴染みがない方々にも理解を促すこと等を目的にガイドラインの改訂をおこないました。カーボン・オフセットの定義の見直しやカーボン・オフセットの取組を促進する制度等の情報が更新されました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02944.html

8. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2024. 3. 25 環境省)

エコシステム秋田株式会社の廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110951_00005.html

以 上